ソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、本契約が添付された福井コンピュータアーキテクト株式会社及び福井コンピュータ株式会社（以下、総称して「当社ら」といいます）の本製品に関して、お客様と当社らとの間に締結される契約書です。お客様は、本製品をインストール、複製、または使用することによって、本契約の条項に同意されたものとし、本契約は成立したものとします。これにより、当社らは、お客様に非独占的に使用する譲渡不能の権限を付与するものとします。本契約の条項に同意されない場合は、本製品をインストール、複製、または使用することはできません。

第１条（適用範囲）

1　本契約書の条項は、目的となった本製品（プログラム、マニュアル、サンプルデータ、記憶媒体、プロテクト装置、その他付属する一切を含み、以下総称して「本ソフトウェア」といいます）に適用されるものとします。

2　本ソフトウェアに関連して、当社らが提供するサービス（以下「関連サービス」といいます）について、別途利用条件を定めた利用規約などがある場合は、それらの関連サービスについては、それらの利用条件が適用されます。

第２条（使用許諾の内容）

お客様は、本ソフトウェアを下記の態様で非独占的に使用することのみを許諾されるものとします。ただし、使用期限の定めのあるものについては、その使用期限に限り許諾されるものとします。なお、本ソフトウェアの著作権、特許、商標権、ノウハウ及びその他のすべての知的財産権及び所有権は、当社らに帰属します。

①　お客様は、本ソフトウェアを、同時に３台までのコンピュータ・システムにインストールすることができるものとします。ただし、この場合でも、お客様が同時に使用できる本ソフトウェアは１台までとします。お客様は、本ソフトウェアを、同時に複数のコンピュータ・システムで使用してはならないものとします。

②　前号にかかわらず、別項１に掲げる製品は、お客様と当社らの間で別途定めたユーザー数の範囲で、同時に本ソフトウェアを使用することができるものとします。

③　お客様は、本ソフトウェアにつき、本契約及びマニュアルに規定され、許諾されている範囲でのみ複製物を作成することができます。また、ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル等による解析及びソフトウェアの改変を行うことはできないものとします。

④　お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全部または一部について、名目の如何を問わず、第三者に譲渡、賃貸、送信その他その所有または占有を移転する行為をし、もしくは第三者に使用させてはならないものとします。また、お客様はこの契約上の地位を第三者に譲渡することはできないものとします。

⑤　お客様は、本ソフトウェアに含まれるサンプル、画像データ、３Ｄ部品データ、その他のコンテンツ（それらを加工したり、ファイル形式を変更したりしたコンテンツを含む）を、本ソフトウェアを含む当社らのソフトウェア製品（ただし、お客様が適法に使用しているものに限る）以外のプログラムにおいて使用してはならないものとします。

第３条（損害賠償）

お客様が前条に違反し、その他お客様の責に帰すべき事由により当社らの権利を侵害し、損害を与えたときは、当社らに対して損害を賠償しなければならないものとします。

第４条（保証と免責）

1　当社らは、お客様が本ソフトウェアの有効な使用権を取得していることを条件として、本ソフトウェアの記憶媒体に物理的欠陥または、マニュアルに落丁・乱丁があった場合において、お客様より本ソフトウェア受領後１４日以内に、その受領の日を証明する書類を添付し当社らに対して本ソフトウェアを返還したときは、無償で交換するものとします。

2　当社らは、お客様が本ソフトウェアの使用及び本ソフトウェアに付随するサービスの利用によりお客様または第三者が損害を受けた場合においても、その理由の如何を問わず賠償の責めを負わないものとします。

3　当社らは、本ソフトウェアについて現状のままお客様に使用を許諾するものであり、お客様の特定の用途に適合することを保証するものではありません。また、本条第１項の場合を除き、ソフトウェアの補修・改良の義務を負うものではなく、第６条に定める新バージョンまたは、後継製品の開発もしくはこれらをお客様へ提供する義務を負うものではないものとします。

4　本ソフトウェアは日本国内で使用することを目的としております。日本国外にて本ソフトウェアを使用するにあたり、何らかの不具合が生じた場合、その理由の如何を問わず、当該不具合による一切の損害について当社らは責任を負わないものとします。

5　本ソフトウェアの動作環境について、当社らが推奨していない環境での利用において何らかの不具合が生じた場合、当該不具合による一切の損害について当社らは責任を負いません。

第５条（データの保全）

1　本ソフトウェアの使用によって作成されたデータのバックアップ等の保全措置は、お客様の責任と負担において行うものとします。お客様または第三者がデータの破損・消失等によって受けたいかなる損害に対しても、当社らはその賠償の責めを負わないものとします。

2　前項の規定は、本ソフトウェアに自動バックアップの機能が付されている場合も同様に適用されるものとします。本ソフトウェアに自動バックアップの機能が付されている場合も、当社らは、当該自動バックアップ機能が過誤なく適切に稼働することを含む一切について、何らの保証も致しません。

第６条（ソフトウェアのサポート・バージョンアップ）

1　本ソフトウェアのサポート及び新バージョンまたは後継製品への交換（以下「バージョンアップ」という）は、最新バージョンのみを対象として、以下の各号のとおり行われるものとします。ただし、第１号から第３号については、当社らとお客様との間で別途使用期限を定めている場合は除外するものとします。なお、当社らの本ソフトウェアの最新バージョンは、それぞれ以下に掲載をしているバージョンとなります。

【福井コンピュータアーキテクト株式会社】
https://archi.fukuicompu.co.jp/support/supportstandard.html
【福井コンピュータ株式会社】
https://const.fukuicompu.co.jp/support/supportstandard.html

①　当社らは、最新バージョンに限り、本ソフトウェアの記憶媒体及びプロテクト装置を有償で交換することに応じるものとします。

②　お客様は、最新バージョンに限り、本ソフトウェアの追加購入、もしくはオプションプログラムの購入をすることができるものとします。

③　当社らは、お客様に対し本ソフトウェアのバージョンアップに有償で応じるものとします。なお、お客様は、当社らが別途認める場合には、本ソフトウェアのバージョンにかかわらず、有償でバージョンアップを行うことができるものとします。

④　お客様は、当社らが実施する本ソフトウェアの操作等に関する研修、電話サポートを有償にて受けることができるものとします。ただし、当社らは、当該サポートの提供開始日から相当期間が経過した後は、当社らの判断により研修、電話サポートの提供を打ち切ることができるものとします。

⑤　お客様は、当社らが実施する本ソフトウェアのアップデート（自動更新含む）をされた場合は、以下の内容に同意するものとします。

A)　本ソフトウェアのアップデートに伴い、機能が追加、変更または削除されることがあること

B)　アップデートされた本ソフトウェアについても、同様に本契約の各条項（ただし、アップデートに際し、当社らから新しい条項が適用される旨が明示されたうえで新しい条項が示された場合は、当該新しい条項）が適用されること

2　前項にかかわらず、フリーウェアに関しては、いかなるサポートにも応じないものとします。

第７条（ソフトウェアライセンス管理）

1　お客様は、本ソフトウェアを使用するにあたり、当社らが定めるライセンス認証の手続を行っていただくものとします。ライセンス認証を適正に行わない限り、お客様による本ソフトウェアの使用は技術的に制限されます。

2　お客様は、インターネット環境下において本ソフトウェアを使用する際、コンピュータ・システム、及び使用ソフトウェアを特定するための識別情報を、インターネットを介して当社らの管理するシステムに送信することに同意するものとします。なお、当社らは、送信される情報の中に個人情報が含まれないこと、取得した情報を別の目的で再利用しないことを保証するものとします。

3　前項にかかわらず、お客様が、当社らのソフトウェアである「ＦＣアカウント」をご利用される場合は、「ＦＣアカウント利用規約」に基づき、一定の個人情報を含む情報が当社らに送信されることがあります。これらの情報の取扱いについては、「ＦＣアカウント利用規約」をご参照ください。なお、お客様が「FC コンシェルジュ」をご利用される場合は、本項の「FC アカウント」を「FC コンシェルジュ」に、「FC アカウント利用規約」を「ソフトウェア使用許諾契約書（FC コンシェルジュ）」にそれぞれ読み替えて適用するものとします。

4　お客様が、本ソフトウェアを、福井コンピュータアーキテクト株式会社のウェブサイト「３Ｄカタログ.com」と連携させてご利用される場合は、前２項に加え、お客様は、お客様による本ソフトウェアのご利用状況等に係る情報（「３Ｄカタログ.com」を通じて提供されるコンテンツの本ソフトウェア上でのご利用状況を含みます。ただし、個人情報は含まれません。）が、市場の分析、新サービスの企画、品質向上及びサービスの提供・充実等の目的のため、本ソフトウェアから「３Ｄカタログ.com」に送信されて提供されること、さらに 第三者に開示・提供されることに同意するものとします。

第８条（使用期限）

お客様は、本ソフトウェアを納入された日またはコンピュータ・システムへ最初にインストールした時から、下記のいずれかの事由の生ずるまで、第２条の範囲内で使用することができるものとします。

①　お客様が、使用を中止する１ヶ月前までに、その旨を書面によって通知し、かつその期日が到来したとき。

②　お客様が法人である場合は、合併によらず解散したとき。

③　お客様が、本契約のいずれかの条項に違反したとき。

④　お客様との間で別途定めた使用期限に達したとき。

第９条（ソフトウェアの返却）
　お客様は、第６条に基づいて本ソフトウェアをバージョンアップしたとき、または前条に基づいて本ソフトウェアの使用期限が満了となったときは、それまで使用していた本ソフトウェアを、お客様の負担で当社らに返却もしくはお客様のコンピュータ・システムから破棄しなければならないものとします。なお、当社らは、お客様が本ソフトウェアの返却または破棄を怠った場合は、本ソフトウェア代金相当の負担を求めることができるものとします。

第１０条（準拠法及び合意管轄裁判所）
1　　本契約の準拠法は日本法とします。
2　　本契約及び本ソフトウェアに関する訴訟については、当社らの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第１１条（特則の適用除外）
　本契約において明示的に定められた場合を除き、本契約の各条項と反する内容の記載がソフトウェアのパッケージ、保証書、マニュアルその他の文書に記載されているときにおいても、本契約に従うものとします。

第１２条（補足）
　本契約は、本ソフトウェアの有償・無償を問わず、また体験版の使用においても適用されるものとします。

附則
2016 年 7 月 20 日改定実施　　一部改定
2017 年 8 月 22 日改定実施　　一部改定
2018 年 4 月　1 日改定実施　　一部改定
2022 年 1 月 19 日改定実施　　一部改定

以上

（別項１）　対象製品：EX-TREND 武蔵シリーズ